

(号 外)
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省 令〕

○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（厚生労働一二八）

○健康保険法施行規則等の一部を改正する省令（同一二九）

〔告 示〕

○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四十三条第一項の規定に基づき検定を要するものとして厚生労働大臣の指定する医薬品等の一部を改正する件（厚生労働二八一、二八三）

○生物学的製剤基準の一部を改正する件（同二八二）

〔公 告〕

諸 事 項

裁判所

破産、免責、再生関係

特殊法人等

企業年金基金解散・清算人就任、令和四年浄化槽設備士試験合格者、日本弁護士連合会弁護士名簿登録・登録換え・登録取消し・氏名変更・職務上の氏名の使用・廃止・記章紛失・外国法事務弁護士名簿の登録・登録取消し・職務上の氏名の使用・指定法の付記関係

地方公共団体

教育職員免許状失効、行旅死亡人、特定空家等の除却命令関係

会社その他

会社決算公告

五 五 四

省

令

○厚生労働省令第百二十八号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第六十三号）の一部の施行に伴い、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令を次のように定める。

令和四年九月十三日

厚生労働大臣臨時代理

国務大臣 小倉 將信

(医療機器及び体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令の一部改正)
第二条 医療機器及び体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令(平成十六年厚生労働省令第六十九号)の一部を次の表のように改正する。
(傍線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
(製品受領者の意見) 第五十五条 (略) 2・3 (略) 4 製造販売業者等は、法第六十八条の二の六第一項の規定に基づき収集された情報等製品の出荷後において得る知見の照査を、前項の意見収集の仕組みの一部としなければならない。	(製品受領者の意見) 第五十五条 (略) 2・3 (略) 4 製造販売業者等は、法第六十八条の二の五第一項の規定に基づき収集された情報等製品の出荷後において得る知見の照査を、前項の意見収集の仕組みの一部としなければならない。

附 則

この省令は、令和四年十二月一日から施行する。

○厚生労働省令第二百二十九号

健康保険法(大正十一年法律第七十号) 第一百五十九条の三及び第二百七条、船員保険法(昭和十四年法律第七十三号) 第一百八条の二及び百五十五条並びに厚生年金保険法(昭和二十九年法律第一百五十九号) 第八十一条の二の二第一項及び第九十八条第一項の規定に基づき、健康保険法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年九月十三日

厚生労働大臣臨時代理

国務大臣 小倉 將信

健康保険法施行規則等の一部を改正する省令

(健康保険法施行規則の一部改正)

第一条 健康保険法施行規則(大正十五年内務省令第三十六号)の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
(産前産後休業期間中の被保険者に係る保険料の徴収の特例の申出等) 第三百三十五条の二 法第五十九条の三の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を機構又は健康保険組合に提出することによって行うものとする。 一 六 (略) 七 申出に係る被保険者が産前産後休業に係る子を出産した場合にあつては、 <u>出産の年月日</u> 八 (略) 2・3 (略) (口座振替による納付の申出) 第四百四十二条 法第六十六条の規定による納付義務者の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を機構に提出することによって行うものとする。 一・二 (略) 三 納入告知書を送付する金融機関の店舗の名称	(産前産後休業期間中の被保険者に係る保険料の徴収の特例の申出等) 第三百三十五条の二 法第五十九条の三の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を機構又は健康保険組合に提出することによって行うものとする。 一 六 (略) 七 申出に係る被保険者が産前産後休業に係る子を出産した場合にあつては、 <u>当該子の氏名及び生年月日</u> 八 (略) 2・3 (略) (口座振替による納付の申出) 第四百四十二条 法第六十六条の規定による納付義務者の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を機構に提出することによって行うものとする。 一・二 (略) 三 納入告知書を送付する金融機関の店舗の名称及び所在地

様式第一号(第二十一条関係)

(表面)

様式第一号を次のように改める。

様式コード		健康保険 厚生年金保険		任意適用申請書		
21011						
令和 年 月 日提出				受付印		
事業主記入欄	事業所 整理記号			事業所 番号		
	事業所 所在地	下記のとおり、別紙同意書を添えて、申請します。 (フリガナ)				
	事業所 名 称	(フリガナ)				
	電話番号	()				
		社会保険労務士記載欄 氏 名 等				
事業所情報記入欄	① 事業主 (または代表者) 氏 名	(フリガナ)	② 問合せ先 担当者名 (内線)	問合せ先担当者名	内線番号	
	③ 事業主 (または代表者) 住 所	(フリガナ)				
	④ 事業主 代理人 氏 名	(フリガナ)				
	⑤ 事業主 代理人 住 所	(フリガナ)				
	⑥ 業態区分 (事業の種類)	事業の種類	⑦ 社会保険 労務士名	社会保険労務士コード		
	⑧ 健康保険 組 合 名 称	(フリガナ)	⑨ 厚生年金 基金番号	厚生年金基金		
	⑩ 給 与 計 算 日	日	⑪ 昇 給 月	月 月 月 月 月 月	⑫ 算 定 基 礎 届 媒体作成	0. 必要 (紙媒体) 1. 不要 (自社作成) 2. 必要 (電子媒体)
	⑬ 給 与 支 払 日	当月 翌月 日	⑭ 賞 与 支 払 予 定 月	月 月 月 月 月 月	⑮ 賞 与 支 払 届 媒体作成	0. 必要 (紙媒体) 1. 不要 (自社作成) 2. 必要 (電子媒体)
	⑯ 給 与 形 態	1. 月給 5. 時間給 2. 日給 6. 年俸制 3. 日給月給 7. その他 4. 歩合給 ()	⑰ 諸 手 当 の 種 類	1. 家族手当 5. 精勤手当 2. 住宅手当 6. 残業手当 3. 役付手当 7. その他 4. 通勤手当 ()	⑱ 現 物 給 与 の 種 類	1. 食事 5. その他 2. 住宅 () 3. 被服 4. 定期券
	⑲ 従 業 員 情 報	1. 従業員数 人		2. 社会保険に加入する従業員数 人		
	⑳ 所 定 労 働 日 数 所 定 労 働 時 間	1月 日・1週 時間 分				
	㉑ 備 考					

記入方法

<提出者記入欄>

- 事業所整理記号 : 既に健康保険もしくは厚生年金保険のいずれか一方の認可を受けている場合のみ、記入してください。
(※はじめて申請を行う場合は、記入不要です。)
- 事業所番号 : ただし、認可後、健康保険組合へ加入予定の場合は、記入不要です。
- 事業所所在地 : 都道府県を除いて記入し、フリガナを記入してください。また、郵便番号を記入してください。
- 事業所名称 : 事業所名称を記入し、フリガナを記入してください。
- 電話番号 : 代表電話番号を記入してください。

<事業所情報記入欄>

- ②問合せ先担当者名 : 届出内容についてお問い合わせする場合がありますので、必ず記入してください。
- ④事業主代理人氏名 : 事業主(代表者)の代理人を定める場合は、その代理人の氏名・住所を記入してください。
(※事業主代理人とは事業主の選任により事業主の義務に係るすべての事務を行う者です。)
- ⑤事業主代理人住所 : 「事業所業態分類票」を確認して、「該当する項番」及び「業態分類(事業の種類)」を記入してください。
- ⑥業態区分(事業の種類) : 各種サービス業の場合は、「業態分類」の名称に加えて、具体的な事業の種類を記入してください。
ただし、認可後、健康保険組合へ加入予定の場合は、記入不要です。
- ⑦社会保険労務士名 : 届出等を社会保険労務士へ委託している場合は、社会保険労務士名を記入してください。
- ⑧健康保険組合名称 : 加入予定の健康保険組合の名称を記入してください。
- ⑨厚生年金基金番号 : 認可後、健康保険組合へ加入予定の場合は、記入不要です。
- ⑩給与計算の締切日 : 該当する日付を記入してください。
- ⑪昇給月 : 年間における昇給月(支払い月)を記入してください。
- ⑫算定基礎届媒体作成 : 毎年7月に提出していただく算定基礎届について、日本年金機構であらかじめ被保険者氏名等を収録した電子媒体での送付を希望される場合は「2. 必要(電子媒体)」の数字を○で囲んでください。
紙媒体での送付を希望される場合は「0. 必要(紙媒体)」の数字を○で囲んでください。
ただし、認可後、健康保険組合へ加入予定の場合は、記入不要です。
- ⑬給与支払日 : 「当月」または「翌月」を○で囲んでください。日付を記入してください。
- ⑭賞与支払予定月 : 年間における賞与支払予定月を記入してください。
- ⑮賞与支払届媒体作成 : 「⑭賞与支払予定月」に記入した月の前月に、日本年金機構であらかじめ被保険者氏名等を収録した電子媒体での送付を希望される場合は「2. 必要(電子媒体)」の数字を○で囲んでください。
紙媒体での送付を希望される場合は「0. 必要(紙媒体)」の数字を○で囲んでください。
ただし、認可後、健康保険組合へ加入予定の場合は、記入不要です。
- ⑯給与形態 : 該当する項目の数字を○で囲んでください。
- ⑰諸手当の種類 : 該当する項目の数字を○で囲んでください。
- ⑱現物給与の種類 : 通貨以外のもので支給する給与(食事・住宅・被服・定期券等)がある場合は、該当する項目の数字を○で囲んでください。
- ⑲従業員情報 : 従業員数と、そのうち社会保険に加入する従業員数(被保険者となる条件を満たす従業員の人数)を記入してください。
また、社会保険に加入しない従業員がいる場合(認可後、健康保険組合へ加入予定の場合は除く)は、その人数と勤務形態を記入してください。
なお、社会保険に加入しない従業員について、⑦～⑨に該当又は類似する呼称を用いていない場合、定年退職者等を一定期間再雇用する目的で契約し雇用している者について⑦に、その他の従業員について⑧に記入してください。
- ⑳所定労働日数・所定労働時間 : 事業所に勤務する通常の労働者の所定労働日数、所定労働時間を記入してください。
- ㉑備考 : 健康保険のみ、厚生年金保険のみ加入を申請する場合は、加入する制度を記入してください。
(例)健康保険のみ加入、厚生年金保険のみ加入
また、この申請と同時に、その事業所について、健康保険組合の設立又は事業所の編入に関する規約変更の認可申請をする場合には、その旨をご記入ください。

備考1:この用紙は、A列4番とすること。

2:必要があるときは、所要の変更又は調整を加えることができる。

様式第二号(第二十二条関係)

(表面)

様式コード

21021

健康保険
厚生年金保険

任意適用取消申請書

令和 年 月 日提出

事業所
整理記号

事業所
番号

事業所
所在地

事業所
名称

事業主
氏名

電話番号

提出者記入欄

社会保険労務士記載欄

氏名等

受付印

事業所情報記入欄

① 事業の種類

② 被保険者数

③ 健康保険組合

所在地

名称

解散するか
しないかの別

④ 任意適用取消後の
連絡先

住所

氏名

電話番号

⑤ 備考

様式第二号を次のように改める。

記入方法

<提出者記入欄>

事業所整理記号 : 事業所整理記号・事業所番号は下図を参照し、新規適用時または名称・所在地変更時に付された記号・番号を記入してください。

事業所整理記号		0	1	—	イ	ロ	ハ	事業所番号	1	2	3	4	5
---------	--	---	---	---	---	---	---	-------	---	---	---	---	---

事業所所在地 : 都道府県を除いて記入してください。また、郵便番号を記入してください。

事業所名称 : 事業所名称を記入してください。

電話番号 : 代表電話番号を記入してください。

<事業所情報記入欄>

①事業の種類 : 健康保険法第3条第3項第1号または厚生年金保険法第6条第1項第1号の区分に従って記入してください。
※区分は「事業所業態分類票」で確認できます。

②被保険者数 : 被保険者数を記入してください。

③健康保険組合 : 健康保険組合に加入している場合のみ、記入してください。

④任意適用取消後の連絡先 : 届出内容について連絡する場合がありますので、必ず記入してください。
事業所所在地と異なる連絡先でも構いません。

備考1: この用紙は、A列4番とすること。

2: 必要があるときは、所要の変更又は調整を加えることができる。

(船員保険法施行規則の一部改正)

第二条 船員保険法施行規則（昭和十五年厚生省令第五号）の一部を次の表のように改正する。

改 正 後	改 正 前
（産前産後休業期間中の被保険者に係る保険料の徴収の特例の申出等） 第百六十一条の二 法第百十八条の二の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を機構に提出することによって行うものとする。 一 五（略） 六 申出に係る被保険者が産前産後休業に係る子を出産した場合にあつては、<u>出産の年月日</u> 七（略） 2・3（略） （口座振替による納付の申出） 第百六十九条 法第百二十九条の規定による申出を行おうとする納付義務者（船舶所有者に限る。）は、次に掲げる事項を記載した申出書を機構に提出しなければならない。 一・二（略） 三 納入告知書を送付する金融機関の店舗の名称	（産前産後休業期間中の被保険者に係る保険料の徴収の特例の申出等） 第百六十一条の二 法第百十八条の二の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を機構に提出することによって行うものとする。 一 五（略） 六 申出に係る被保険者が産前産後休業に係る子を出産した場合にあつては、<u>当該子の氏名及び生年月日</u> 七（略） 2・3（略） （口座振替による納付の申出） 第百六十九条 法第百二十九条の規定による申出を行おうとする納付義務者（船舶所有者に限る。）は、次に掲げる事項を記載した申出書を機構に提出しなければならない。 一・二（略） 三 納入告知書を送付する金融機関の店舗の名称<u>及び所在地</u>

（傍線部分は改正部分）

（厚生年金保険法施行規則の一部改正）

第三条 厚生年金保険法施行規則（昭和二十九年厚生省令第三十七号）の一部を次のように改正する。
次の表のように改正する。

改 正 後	改 正 前
（産前産後休業期間中の被保険者に係る保険料の徴収の特例の申出等） 第二十五条の二の二 法第八十一条の二の二第一項の規定による申出（第一号厚生年金被保険者に係るものに限る。）は、次の各号（船員被保険者にあつては、第六号を除く。第三項において同じ。）に掲げる事項を記載した申出書を機構に提出することによって行うものとする。 一 六（略） 七 申出に係る被保険者が産前産後休業に係る子を出産した場合にあつては、<u>出産の年月日</u> 八（略） 2・4（略） （口座振替による納付の申出） 第二十五条の三 法第八十三条の二の規定による納付義務者（事業主に限る。）の申出は、次の各号に掲げる事項を記載した申出書を機構に提出することによって行うものとする。 一・二（略） 三 納入告知書を送付する金融機関の店舗の名称	（産前産後休業期間中の被保険者に係る保険料の徴収の特例の申出等） 第二十五条の二の二 法第八十一条の二の二第一項の規定による申出（第一号厚生年金被保険者に係るものに限る。）は、次の各号（船員被保険者にあつては、第六号を除く。第三項において同じ。）に掲げる事項を記載した申出書を機構に提出することによって行うものとする。 一 六（略） 七 申出に係る被保険者が産前産後休業に係る子を出産した場合にあつては、<u>当該子の氏名及び生年月日</u> 八（略） 2・4（略） （口座振替による納付の申出） 第二十五条の三 法第八十三条の二の規定による納付義務者（事業主に限る。）の申出は、次の各号に掲げる事項を記載した申出書を機構に提出することによって行うものとする。 一・二（略） 三 納入告知書を送付する金融機関の店舗の名称<u>及び所在地</u>

（傍線部分は改正部分）